静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年３月31日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第16号

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県福祉のまちづくり条例規則（平成８年静岡県規則第１号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>

別表第１　（略）

１　建築物

<table>
<tr><th colspan="2">公共的施設</th><th>特定公共的施設</th></tr>
<tr><td>⑴　社会福祉施設</td><td>次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設
ア～ウ　（略）
エ　介護保険法（平成９年法律第123号）<u>第８条第25項</u>に規定する介護老人保健施設
オ～ケ　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>⒀　公益事業を営む店舗等</td><td>ア　次に掲げる公益事業を営む店舗
(ｱ)　電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第２条第１項第１号</u>に規定する<u>一般電気事業</u>
(ｲ)　（略）
(ｳ)　ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第２条第１項</u>に規定する<u>一般ガス事業</u></td><td>（略）</td></tr>
</table>

</td><td>

別表第１　（略）

１　建築物

<table>
<tr><th colspan="2">公共的施設</th><th>特定公共的施設</th></tr>
<tr><td>⑴　社会福祉施設</td><td>次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設
ア～ウ　（略）
エ　介護保険法（平成９年法律第123号）<u>第８条第28項</u>に規定する介護老人保健施設
オ～ケ　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>⒀　公益事業を営む店舗等</td><td>ア　次に掲げる公益事業を営む店舗
(ｱ)　電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第２条第１項第２号</u>に規定する<u>小売電気事業</u>
(ｲ)　（略）
(ｳ)　ガス事業法（昭和29年法律第51号）<u>第２条第２項</u>に規定する<u>ガス小売事業</u></td><td>（略）</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

	イ　（略）			イ　（略）	
（略）			（略）		
⒄　サービス業を営む店舗等	ア　郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第２条第２項に規定する郵便局 イ　郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第８条第１項に規定する再委託業務を行う施設	（略）	⒄　サービス業を営む店舗等	ア　日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第２条第４項に規定する郵便局 イ　簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第７条第１項に規定する委託業務を行う施設	（略）
	（略）			（略）	
（略）			（略）		
２～５　（略）			２～５　（略）		

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日（平成29年４月１日）から施行する。ただし、別表第１の１の表⑴の項、⒀の項ア⑺及び⒄の項の改正は、公布の日から施行する。